第百五条の七の二第五項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項第一号に規定する入院療養等」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百五条の八の見出し中「又は第二号ロ」を「、第二号ロ又は第三号ロ」に改め、同条中「若しくはロ」の下に「、第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「入院療養等又は同項第二号ロに規定する財務省令で定めるところにより算定した入院療養」を「療養」に改める。

第百五条の九の見出しを「（限度額適用・標準負担額減額の認定）」に改め、同条第一項中「又は第二号ハ若しくはニ」を「、第二号ハ若しくはニ、第三号ハ若しくはニ若しくは第四号ハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）」に改め、「組合の認定」の下に「又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）」を加え、同条第三項第五号を次のように改める。

五　令第十一条の三の六第一項第一号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ニに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ハに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第三号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

第百五条の九第五項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から」に、「当該医療機関」を「当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改め、同条第六項中「医療機関」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」に改める。

第百五条の十第二項中「第十一条の三の六第五項」を「第十一条の三の六第十項」に改め、「第五十七条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第四十三条第六項」を「第四十三条第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条の三の六第四項」を「第十一条の三の六第九項」に、「第四十三条第七項」を「第四十三条第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する財務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

第百十三条の三中「第五十一条に規定する」を「第五十一条第一項に掲げる」に、「第十一条の三の六第一項から第五項まで」を「第十一条の三の六第一項から第十項まで」に改める。

第百二十六条の二第一項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改め、同条第二項中「医療機関若しくは薬局又は当該」を「保険医療機関等又は」に改め、同条第三項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関若しくは薬局」を「保険医療機関等」に改める。

別紙様式第二十一号の二の三の㈠の注意事項2中「入院に係る療養又は財務大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同様式の㈠の注意事項3中「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等」を「療養」に、「この場合」を「入院療養等を受ける場合」に改め、同様式の㈡の注意事項2中「入院に係る療養又は財務大臣が定める在宅時医学総合管理、特定施設入居時等医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）」を「療養」に改め、同様式の㈡の注意事項2(1)中「入院療養等」を「療養」に改め、「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同様式の㈡の注意事項3中「保険医療機関等」の次に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等」を「療養」に、「この場合」を「入院療養等を受ける場合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定書及び別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十一号の二の三及び別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第十三号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第一項、第七条第一項及び第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第五十七条、第六十三条並びに第百五条並びに確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第二十三条第四項、第二十四条第二項、第九十一条並びに第九十三条第二項及び第四項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項の申請は、二以上の実施予定事業所の事業主が一の確定給付企業年金を実施しようとする場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

5　前項の場合にあつては、厚生労働大臣は、その申請をした代表に対し法第五条第二項の通知を行うものとする。

第七条第一項第一号中「（事業主の増加又は減少に係る場合（事業主が死亡したこと又は法人が破産手続開始の決定により解散したことにより減少した場合を除く。）を除く。）」を削り、同項第二号中「（実施事業所の増加又は減少に係る場合（事業主が死亡したこと又は法人が破産手続開始の決定により解散したことにより減少した場合を除く。）を除く。）」を削り、同項第四号中「、加入者が負担する掛金の負担に関する事項を変更する場合」を削り、同項第五号中「（事業年度の変更のうち、加入者が掛金を負担していない場合に限る。）」を削り、同項第六号中「法第八十一条の二」を「法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金、法第八十一条の二」に改め、「移換元確定給付企業年金」の下に「及び移換先確定給付企業年金並びに法第百十条の二」を加え、同項第九号中「（法第四条第五号に掲げる事項に係るものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

十　法令の改正に伴う変更に係る事項（法第四条第五号に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）

第七条第二項に次の二号を加える。

四　前項第十号に掲げる事項

五　令第二条第五号に掲げる事項